

(2022年10月改訂版)

要 保 管

公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金奨学生

# 返還のてびき

～あなたの返還で支える後輩達の未来～

各種届出を提出する際に必要となりますので、  
返還が完了するまで大切に保管してください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会

〒650-0011

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県庁第1号館別館1階



TEL 078-361-6636

FAX 078-361-6677

ホームページ <http://www.pure.ne.jp/~syougaku/>

※ 電話等による問い合わせの際には奨学生番号（7桁の番号）をお伝えください。

## 返還を始められるみなさんへ

みなさんは、これまで、この制度を利用された多くの先輩方の返還金により、奨学資金の貸与を受け、学業に励んで来られました。

今後は、みなさんが、先輩として自らが立てた返還計画に基づいて奨学金を返還することで、後に続く後輩達を支えていく立場になります。

このことは、みなさんからの返還が円滑に行われないと、後輩達が抱く夢の実現の芽をつんでしまうことになるということです。

この制度は、先輩から後輩への助け合いの連鎖により成り立っているものです。これまで多くの先輩方が維持されてきたこの流れを絶やさないためにも、必ず継続して返還するようお願いします。

みなさんが、在学中に借りた奨学資金は、申請時に提出された申請書及び借用証書での約束、並びにこの「返還のてびき」に記載されている方法等により返還していただくことになります。

必ずこの「返還のてびき」に目を通し、手続きや返還が遅れないようにお願いします。返還完了まで大切に保管し、活用してください。

なお、借用証書など提出した書類は、コピーのうえ次ページ以降に貼付し保管しておくか、下記の「返還のおぼえ」に、内容を転記し、約束した返還の方法等を忘れないようにしてください。

## 返 還 の お ぼ え

奨学金の制度名	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金		
出身学校			
学校番号		奨学生番号	
借用金額	円		
か 割 賦 方 法	月賦	半年賦	年賦 その他 ( )
割 賦 金	円		
返 還 期 間	年 月 から		年 月 まで
返 還 回 数	回		
返 還 期 日	( 毎月 9月 3月 ) 25日		
連帯保証人名前			



のりづけ(提出前に借用証書をコピーし、上端をここに貼り付けてください。)

「借用証書」コピー貼付

のりづけ(預金口座振替依頼書(奨学生用)の上端をここに貼り付けてください。)

「預金口座振替依頼書」(奨学生用) 貼付

\* 複写用紙の3枚目

## 目 次

1	貸与期間終了から返還までの流れ	…P1
2	返還の開始時期・返還の方法・口座振替について	…P2
3	返還が滞った場合について	…P3
4	当会に提出が必要な変更手続きについて	…P4
5	返還の猶予について	…P5
6	返還猶予申請書(様式第 18 号)	…P7
7	返還猶予申請書 記入例	…P8
8	異動届(様式第 24 号の2)	…P9
9	異動届(様式第 24 号の2) 記入例(住所・氏名変更の場合)	…P10
10	異動届(連帯保証人変更)(様式第 25 号)	…P11
11	異動届(連帯保証人変更) 記入例	…P12
12	返還計画変更申請書(様式第 15 号)	…P13
13	返還計画変更申請書(様式第 15 号) 記入例	…P14
14	関係規程等(返還関係規定抜粋)	…P16

公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸与規程

公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸与規程実施要綱

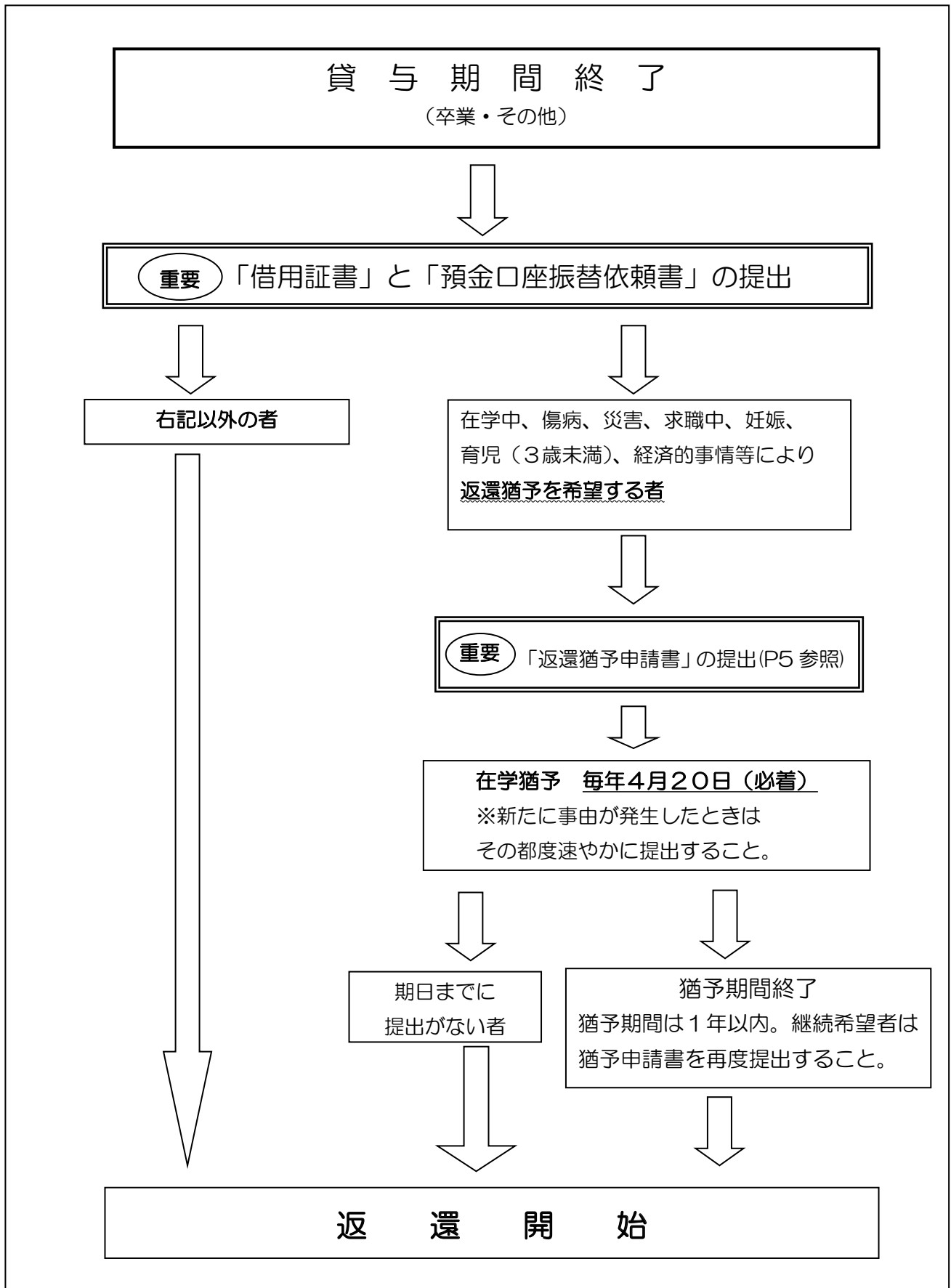
各種様式は、この「返還のてびき」をコピーしてご使用ください。  
振興会ホームページの関係様式集からダウンロードすることもできます。

ホームページ : <http://www.pure.ne.jp/~syougaku/>

QRコード ⇒



# 貸与期間終了から返還までの流れ



この奨学資金は、貸与終了後に必ず返還する義務があります。奨学生が責任をもって返還計画通りの返還をしてください。

何らかの事情で計画通りの返還ができない場合は、返還を猶予できることもあります。まずは、当会まで電話等でご相談ください。



## 返還の開始時期・返還の方法・口座振替について

### 1 返還の開始時期

貸与期間が終了した翌月から開始します。

### 2 返還の方法

「借用証書」に記入した[返還計画]の「1 返還の方法」に基づき、指定金融機関の口座から口座振替により返還します。口座振替日の前日までに資金を準備してください。

### 3 口座振替について

返還方法	振替日
月 賦	毎月 27 日
半 年 賦	9 月 27 日 と 3 月 27 日
年 賦	9 月 27 日
一 括	指定月 27 日

※振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日が振替日になります。

※月賦返還の場合、初回振替のみ2か月（4、5月分）の合計を5月に振り替えます。

### 4 振替不能になった場合の取扱い

返還方法	取扱い
月 賦	① 翌月の振替日に、当月分とあわせて2か月分を振り替えます。 ② 2か月連続で振替不能となった月分の返還金は、当会発行の「払込取扱票」でコンビニから返還していただきます。
半 年 賦	① 9月27日に振替不能のときは、10月27日に再振替となります。 ② 3月27日に振替不能のときは、4月27日に再振替となります。 ③ 再振替も不能となったときは、当会発行の「払込取扱票」でコンビニから返還していただきます。
年 賦	① 9月27日に振替不能のときは、10月27日に再振替となります。 ② 再振替も不能となったときは、当会発行の「払込取扱票」でコンビニから返還していただきます。
一 括	① 返還計画月の27日に振替不能のときは、翌月に再振替となります。 ② 再振替も不能となったときは、当会発行の「払込取扱票」でコンビニから返還していただきます。

※ 一回の返還金額が30万円を超える場合は、コンビニでは取扱いできないため、ゆうちょ銀行専用の払込取扱票で返還していただきます。



## 返還が滞った場合について

奨学金の返還を延滞した場合は、以下のとおりとなります。

なお、奨学生が返還できない場合は、連帯保証人に返還していただきます。（連帯保証人は奨学生と同等の返還義務があります。）

### 1 督促

奨学生及び連帯保証人に対して、電話や文書により督促します。

### 2 延滞利息

計画通りに返還されている間の返還金は無利子です。しかし、正当な理由がなく（長期間）返還がない場合は、規定により支払いの日までの日数に応じた延滞利息（年利 10.95%）を別途請求させていただく場合があります。

### 3 訪問

滞納が続く場合は、在学されていた学校の先生方にも協力をお願いし、当会担当職員が奨学生や連帯保証人の自宅へ直接伺い、返還についての指導をさせていただくことがあります。

### 4 法的手段等

返還が遅延した場合は、期限の利益を剥奪し、返還期日がまだ到来していない返還金も含めて、未納額全額を請求することがあるほか、債権回収会社への回収委託や支払督促等の法的措置をとらせていただくことがあります。

くれぐれも返還期限を守り、滞納のないよう、計画通りに返還してください。  
先輩達が安心して奨学資金の貸与を受けられるようご協力をお願いします。

## 返還が困難になった場合について

在学中、傷病、災害、求職中、妊娠、育児（3歳未満）、経済的事情など返還が困難になった場合、返還に関するご相談に応じています。5ページの「返還の猶予について」も併せてお読みください。

## 返還の免除について

奨学生が死亡又は重度の心身障害により返還することができなくなった場合、申請により返還を免除することがあります。返還免除には返還未済額を全額免除する場合と一部免除する場合があります。詳しくは、当会に電話でご相談ください。



## 当会に提出が必要な変更手続きについて

### 1 奨学生及び連帯保証人の住所・名前・連絡先（電話番号）の変更

異動届（様式第 24 号の 2）と新しい住所・氏名を証明する書類を添えて当会まで提出してください。

提出様式	添付書類
異動届 様式第 24 号の 2 様式 P 9 記入例 P10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票 原本 (6か月以内に発行されたものでマイナンバーの記載のないもの)</li> <li>・健康保険証 両面の写し (被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの)</li> <li>・運転免許証 両面の写し</li> <li>・マイナンバーカード写し (個人番号にマスキングを施したもの)</li> </ul>

左記いずれか  
一点

※①一家転居の場合は、奨学生、連帯保証人それぞれの証明書類を添付してください。

※②電話番号のみ変更した場合は、電話にて返還第 1 係までご連絡ください。

### 2 連帯保証人の変更

異動届（様式第 25 号）と新連帯保証人の印鑑登録証明書を当会まで提出してください。

提出様式	添付書類
異動届 様式第 25 号 様式 P11 記入例 P12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新連帯保証人の印鑑登録証明書 原本 (3か月以内に発行されたもの)</li> </ul>

※連帯保証人が自己破産・死亡した場合は連帯保証人を変更してください。



## その他変更手続きについて

### 1 返還口座の変更、口座振替による返還の再開

口座の登録変更に必要な書類（預金口座振替依頼書）を送付しますので、返還第 1 係までご連絡ください。

変更希望月の前月 20 日（例えば、6 月から変更希望であれば、5 月 20 日）までに返還第 1 係に提出してください。

記入もれ、押印もれ、印鑑相違（金融機関届出印と違う印）の理由で手続きが滞った場合、初回の振替手続きに間に合わなくなります。手続きが完了するまでの間は、引き続き変更前の口座での振替又は当会発行の「払込取扱票」でコンビニから返還となります。

### 2 残額の一括返還、一部繰上返還、返還計画の変更

返還第 1 係までお問い合わせください。計画変更の開始月・返還残高等記入方法をご案内します。

変更希望月の前月末日までに返還計画変更申請書（様式第 15 号）を提出してください。

※既に返還期が到来している奨学資金の計画変更はできませんのでご注意ください。



## ゆうよ 返還の猶予について

返還猶予とは、返還が困難になった場合、一定の事由のもとで返還を猶予（先延ばし）することです。猶予制度を希望される場合は、奨学生本人が申請してください。

※既に返還期が到来している返還金は猶予対象外となります。

### 1 返還猶予の事由と証明書類

区分	事由	必要な証明書類 ※証明書類は、(写)と記載がないものはすべて「原本」が必要です。	証明書類発行者	猶予期間
1	短大、大学、専修学校、大学院、各種学校等に在学中（留学も含む）	・在学証明書（猶予申請期間中に発行されたもの） <b>（毎年度4月1日以降に発行のもの）</b> ※学生証の写しは不可	在学学校長	4月～3月
2	傷病	・医師の診断書（申請日の2か月以内に発行されたもの） ※就労困難である旨記載のあるもの	医師	
3	災害	・罹災（被災）証明書	市区町村長、 消防署長	罹災月から 1年
4	求職中	・雇用保険受給資格者証(写) ・ハローワークカード（写）またはハローワーク受付票（写）（申請日の4か月以内に発行されたもの）	職業安定所長	4月～3月
5	生活保護受給中	・生活保護受給証明書（申請日の2か月以内に発行されたもの）	福祉事務所長 又は市区町村長	
6	学校進学（受験）準備中	予備校などに通っている場合 ・予備校の在学証明書（4月1日以降発行のもの） 自宅学習中の場合 ・出身学校の証明書等その事実を明らかにする書類（本人の申立書＋出身学校の副申書）	在学学校長、 出身学校長等	
7	妊娠中	・母子健康手帳(写)（奨学生及び子の出生予定日の確認できる箇所）	市区町村長	
8	育児中 3歳未満の子を養育している場合	1歳未満の子（猶予申請日現在）を養育している場合 ・母子健康手帳(写)（奨学生及び子の出生日の確認できる頁の写） 1歳以上3歳未満の子（猶予申請日現在）を養育している場合 <下記の3点すべて必要> ・申立書（現状の申立：所得がない、子の養育のため働くことができない等を記入） ・住民票記載事項証明書または住民票（子と奨学生の記載のあるもので、申請日の6か月以内に発行されたもの） ・課税（所得）証明書（申請日現在で取得できる最新のもの）	市区町村長	
9	経済的事情 （奨学生本人の年収300万円以下） ※給与所得者以外は、年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下	①2022年度末に高校を卒業する場合 ・卒業見込証明書（③も可） ②高校を卒業して1年5か月を経過していない場合 ・卒業証明書（③も可） ③その他（上記以外） ・課税（所得）証明書 （猶予期間に応じた年度分の証明書） ※次ページ「3」を参照してください。	学校長   市区町村長	10月～9月

※返還猶予は通算で10年を期限とします。（ただし、区分1の期間を除く。）

※経済的事情の年収とは前年の収入、年間所得金額とは前年の所得金額です。

## 2 返還猶予される期間と申請時期

区分 (左記区分)	申請時期	猶予期間 (最長 12 か月)
1	2022 年度末卒業または猶予中の場合のみ 毎年 4 月 1 日～4 月 20 日	4 月から翌年 3 月まで
	上記以外 ※1 毎年 4 月 1 日以降	申請月の翌月から 3 月まで
2 4～8	事由発生日以降	申請月の翌月から 3 月まで
3	事由発生日以降	罹災月から 1 年
9	毎年 6 月 1 日～9 月 30 日	10 月から翌年 9 月
	上記期間以外	申請月の翌月から 9 月まで

※1 既に返還中の方で 4 月からの猶予を希望する場合は、3 月中に予めご連絡ください。

※ 期日までに猶予申請書の提出がない場合は、返還を開始することになります。何らかの事情で期日までに提出できない場合は、予めご連絡ください。

大学等に進学する場合、2 年目以降の猶予申請手続きを忘れるケースが見られますのでご注意ください。

(猶予申請は毎年必要です。提出が遅れると猶予期間終了月の翌月から返還が始まります。)

## 3 猶予事由 9「経済的事情」の申請時期と証明書類について

申請時期	猶予期間 (最長 12 か月)	申請に必要な添付書類 (どちらか 1 点) ※証明書類はすべて「原本」が必要です。
2022 年 11 月 1 日～ 2023 年 3 月末	2023 年 4 月～2023 年 9 月 (6 か月)	卒業見込証明書 (在学中) 令和 4 年度 (2022 年度) 課税 (所得) 証明書
2023 年 4 月 1 日～ 2023 年 8 月末	申請月の翌月～2023 年 9 月	卒業証明書 (卒業後 17 か月未満) 令和 4 年度 (2022 年度) 課税 (所得) 証明書
2023 年 6 月 1 日～ 2023 年 9 月末	2023 年 10 月～2024 年 9 月 (12 か月)	令和 5 年度 (2023 年度) 課税 (所得) 証明書
2023 年 10 月 1 日～ 2024 年 8 月末	申請月の翌月～2024 年 9 月	令和 5 年度 (2023 年度) 課税 (所得) 証明書

※2024 年 9 月以降に申請する場合、申請に必要な課税 (所得) 証明書は当会のホームページで確認してください。



### 返還に関する問い合わせ先及び書類の提出先

返還に関するご質問、各種届出書類の提出先については、下記までお願いします。

〒650-0011

兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁第 1 号館別館 1 階

(公財) 兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第 2 課 返還第 1 係

TEL 078-361-6636

様式は切り取らず、コピーして提出してください。ホームページからダウンロードもできます。

様式第 18 号

## 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金返還猶予申請書

年 月 日

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様

奨学資金の返還の猶予を受けたいので、貸与規程第 18 条により、下記のとおり申請します。

奨 学 生	学 校 名 <small>奨学資金貸与時の 学校名</small>	立	学校
	奨 学 生 番 号		
	フリガナ		印
	名 前		
	住 所	〒	
	固定電話番号	—	—
	携帯電話番号	—	—
貸与を受けた金額 A			円
返 還 予 定 額 B (注) 1			円
猶予を受けようとする 金額 A-B (注) 2			円
猶予を受けようとする 期間 (西暦)		年 月 から	年 月 まで
		(年度単位ですので注意してください)	
猶予を申請する事由  ※該当する事由の番号を ○で囲んでください。		1 引き続き高等学校等に在学している。 2 短期大学、大学等に在学している。 3 災害、病気、経済的事情その他やむを得ない事由により返還が著 しく困難である。 ( )	

(注) 1 「返還予定額 B」の欄は、猶予を受けようとする期間の前月までに返還すべき金額を記入してください。

2 「猶予を受けようとする金額 A-B」の欄は、既に返還期が到来している金額は除きます。

3 この申請には、猶予を申請する事由を証する書類 (在学証明書・診断書・課税 (所得) 証明書等) を添付してください。

※個人情報の取扱い

ご記入いただいた個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、取得目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。

様式第 18 号

### 兵庫高等学校教育振興会奨学資金返還猶予申請書

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様

20XX年 XX月XX日

申請日 (提出する日) を記入

全ての項目をボールペンで記入してください。(消えるペン不可)

猶予申請書に事由を証明する書類を添付 (P5 参照) し、当会に直接郵送してください。

必ず奨学生本人が記入してください。

借入金額を記入してください。

猶予期間の前月までの返還すべき金額を記入してください。

貸与を受けた金額から返還期日が到来している金額を差し引いた金額を記入してください。

・西暦で記入してください。  
・猶予を受けようとする期間を記入してください。  
・猶予期間は1年以内です。  
・通常の猶予期間は最長でも3月までです。(経済的事情の猶予期間は9月までです。)

奨学資金の返還の猶予を受けたいので、貸与規程第 18 条により、下記のとおり申請します。

学校名	私立	〇 × △ 高等	学校
奨学生番号	〇 〇 〇 △ × 〇 ×		
フリガナ	ヒョウゴ イチロウ		
名前	兵庫 一郎		
住所	〒 650-0000 神戸市中央区〇-△△		
固定電話番号	078 - 000 - △△××		
携帯電話番号	△〇△ - ××△△ - 〇〇△△		
貸与を受けた金額 A	¥ 720, 000 円		
返還予定額 B (注) 1	¥ 0 円		
猶予を受けようとする金額 A-B (注) 2	¥ 720, 000 円		
猶予を受けようとする期間 (西暦)	2023 年 4 月 から 2024 年 3 月 まで		
猶予を申請する事由	(年度単位ですので注意してください) 1 引き続き高等学校等に在学している。 2 短期大学、大学等に在学している。(学校名: 〇×大学) 3 災害、病気、経済的事情その他やむを得ない事由により返還が著しく困難である。 [ ]		
※該当する事由の番号を〇で囲んでください。			

シヤチハタ印不可

奨学資金貸与時の学校名

猶予を継続して希望する者は、猶予申請書を再度提出してください。

・該当する事由の番号を〇で囲み、確認できる書類 (在学証明書等) を添付してください。  
・3 の場合は、( ) の中にその事由を簡潔に記入してください。

(注) 1 「返還予定額 B」の欄は、猶予を受けようとする期間の前月までに返還すべき金額を記入してください。

2 「猶予を受けようとする金額 A-B」の欄は、既に返還期が到来している金額は除きます。  
3 この申請には、猶予を申請する事由を証する書類 (在学証明書・診断書・課税 (所得) 証明書等) を添付してください。

※個人情報の取扱い  
ご記入いただいた個人情報は、奨学資金の貸与及び返還においてのみ使用し、取替目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません

様式は切り取らず、コピーして提出してください。ホームページからダウンロードもできます。

様式第 24 号の 2

## 異 動 届

年 月 日

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様

届出人 住 所 \_\_\_\_\_

名 前 \_\_\_\_\_ (印)

届出人が奨学生以外の場合は奨学生との続柄を記入

下記のとおり異動があったので、貸与規程第 25 条の規定により届け出ます。

奨 学 生	学 校 名	立	学校 (卒業・退学)
	奨 学 生 番 号		
	フ リ ガ ナ		
	名 前		
	住 所	〒	
	固定電話番号	—	—
	奨学生携帯番号	—	—
	連帯保証人携帯番号	—	—

異動事由	異動年月日・内容等
ア 休 学	奨学生変更前
イ 復 学	
ウ 転 学	
エ 退 学	奨学生変更後 ( 年 月 日付け)
オ 長 期 欠 席	
カ 学 習 の 中 断	
キ 死 亡	連帯保証人変更前
ク 辞 退	
ケ 名 前 の 変 更	
コ 住 所 変 更	連帯保証人変更後 ( 年 月 日付け)
サ 連帯保証人の名 前又は住所変更	
シ そ の 他	事由ア～ク、シ記載欄 ( 年 月 日付け)

(注) 1 異動事由は、該当する記号を○で囲み、内容等については簡単明瞭に記入してください。

2 異動事由がキ・ケ・コ・サの場合は、異動にかかる関係書類を添付してください。

\* (キ) 死亡診断書の写し等

\* (ケ～サ) 住民票原本、または健康保険証か運転免許証の裏表の写し等いずれか一点。

\* 健康保険証は被保険者等記号・番号等に、マイナンバーカードは個人番号等にマスキングを施した写し

3 異動事由がケ～シの場合は、内容等の欄に変更前・変更後の両方を記入してください。

※個人情報の取扱い

ご記入いただいた個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、取得目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。

全ての項目をボールペンで記入してください。(消えるペン不可)

様式第 24 号の 2

**\*住所・名前変更の場合**

異 動 届

届出日 (提出する日) を記入

〇〇〇〇 年〇×月〇〇日

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様

シヤチハタ印不可

届出人 住所 神戸市中央区〇-△△ 名前 兵庫 一郎

変更後の氏名・住所が確認できる下記書類のいずれか1点を添付してご提出ください。

- 住民票(原本) 発行6か月以内のもの
- 運転免許証または健康保険証(表裏コピー)
- マイナンバーカード(写)(個人番号マスキング)

変更がある方それぞれの名前・住所が確認できる証明書類が必要です。

届出人が奨学生以外の方(保護者等)が届出する場合は、本人との関係(続柄等)を記入

校名	私立	〇×高	等	学校	(卒業・退学)
生番号	〇〇〇△△□□				
ガナ	ヒョウゴ イチロウ				
前	兵庫 一郎				
所	〒650-0000 神戸市中央区〇-△△				
固定電話番号	078-000-□□□□				
奨学生携帯番号	090-□□□□-××××				
連帯保証人携帯番号	080-××××-△△△△				

奨学資金貸与時の学校名

変更の内容及び理由を簡潔に記入

異動年月日・内容等	
奨学生変更前 名前: 振興会 一郎 住所: 〒650-△△□□ 神戸市中央区×××-××××	異動年月日・内容等
奨学生変更後 (20XX年 4月 1日付け) 名前: 兵庫 一郎(婚姻による) 住所: 〒650-〇〇×× 神戸市中央区〇-△△(婚姻による)	
連帯保証人変更前 住所: 〒650-×××× 神戸市中央区ABCDEF	
連帯保証人変更後 (20XX年 4月 2日付け) 住所: 〒650-×××× 神戸市中央区AA(一家転位)	
事由ア〜ク、シ記載欄 (年 月 日付け)	

異動事由の生じた年月日を記入 (添付書類の異動日等)

添付関係書類を確認・同封

該当事由に○

連帯保証人の名前変更(改姓)、住所変更がある場合、サに○印をつけて変更後の内容を記入

(注) 1 異動事由は、該当する記号を○で囲み、内容等については簡明瞭に記入してください。

2 異動事由がキ・ケ・ク・サの場合は、異動にかかる関係書類を添付してください。

\* (キ) 死亡診断書の写し等

\* (ケ〜サ) 住民票原本、または健康保険証が運転免許証の裏表の写し等いずれか一点。

\* 健康保険証は被保険者等記号・番号等に、マイナンバーカードは個人番号等にマスキングを施した写し

3 異動事由がケ〜シの場合は、内容等の欄に変更前・変更後の両方を記入してください。

※個人情報取扱い  
ご記入いただいた個人情報は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、取極目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。



様式は切り取らず、コピーして提出してください。ホームページからダウンロードもできます。

様式第 25 号

## 異 動 届 ( 連 帯 保 証 人 変 更 )

年 月 日

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様

下記のとおり連帯保証人の変更があったので貸与規程第 25 条の規定により届け出ます。

連帯保証人を変更のうへは貴会の規定を遵守し、奨学資金は返還期限までに確実に返還することを誓約します。

奨 学 生  ※ 自 署	奨 学 生 番 号		
	フリガナ		印
	名 前		
	住 所	〒	
	固定電話番号	—	—
	携帯電話番号	—	—
	学 校 名 <small>奨学資金貸与時の 学校名</small>	立 学校	
新 連 帯 保 証 人  ※ 自 署	フリガナ		印鑑証明書の印
	名 前	奨学生との続柄 _____	
	住 所	〒	
	固定電話番号	—	—
	携帯電話番号	—	—
	変 更 事 由		

(注) 1 新連帯保証人は、独立して生計を営む方を記入してください。

2 奨学生が未成年者であるときは、連帯保証人は原則として奨学生の法定代理人としてください。

3 新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書原本(3か月以内に発行されたもの)を添付してください。

※個人情報の取扱い

ご記入いただいた個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、取得目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。

新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書（3か月以内の原本）を添付してください。

異動届（連帯保証人変更）

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様

申請日（提出する日）を記入

〇〇〇〇年〇月〇〇日

全ての項目をボールペンで記入してください。（消えるペン不可）

奨学生番号	フリガナ	名前	住所	固定電話番号	携帯電話番号	学校名	奨学資金貸与時の学校名
〇▼□◇○●□	ヒョウゴ イチロウ	兵庫 一郎	〒650-0000 神戸市中央区○-▼	078-000- x x ΔΔ	Δ□Δ- x x 00 - □□00	私立 ○ ○ 高等 学校	奨学資金貸与時の学校名
新連帯保証人	フリガナ	名前	住所	固定電話番号	携帯電話番号	変更事由	
	コウベ ハナコ	神戸 花子	〒650-0000 神戸市中央区○Δx-▼	078-000- x x ΔΔΔ	Δ□Δ- x x 00 - □□00	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

奨学生本人が自署

新連帯保証人が自署

新連帯保証人とは異なる印を押印、シヤチハタ印不可

奨学資金貸与時の学校名

印鑑登録証明書の印

変更事由を簡潔に記入

<訂正する場合>

修正液・修正テープは使用不可です。二重線で消して、その上に記入者の訂正印（今回使用している印鑑と同一印）を押してください。

下記のとおり連帯保証人の変更があったので貸与規程第 25 条の規定により届け出ます。連帯保証人を変更のうえは貴会の規定を遵守し、奨学資金は返還期限までに確実に返還することを誓約します。

- (注) 1 新連帯保証人は、独立して生計を営む方を記入してください。  
 2 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人は原則として奨学生の法定代理人としてください。  
 3 新たに連帯保証人となる方の印鑑証明書原本（3か月以内に発行されたもの）を添付してください。

※個人情報取扱

ご記入いただいた個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、取得目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。

様式第 15 号

兵庫県高等学校教育振興会奨学資金返還計画変更申請書

年 月 日

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様

私は、貴会奨学資金の返還計画を次のとおり変更したいので、下記のとおり申請します。

奨学生	フリガナ		印
	名 前		
	奨学生番号		
	住 所	〒	
	電話(携帯)番号	— —	

1 当初返還計画

返還方法	返 還 時 期 (返 還 期 間)	奨 学 金 返 還 計 画		
		割賦額 A	回数 B	計 A × B
	年 月～ 年 月 ( 年 箇月)	円	回	円

2 返還状況

借用金額 C	既に返還期が到来している額 D	返 還 計 画 変 更 対 象 額 C - D
円	円	円

3 今後の返還計画

返還方法	返 還 時 期 ( 返 還 期 間 )	返還期日	返 還 金 額		
			割賦金額 E	返還回数 F	計 E × F
月賦返還	年 月～ 年 月 ( 年 箇月)	毎月 25 日	円	回	円
半年賦返還	年 月～ 年 月 ( 年 箇月)	毎年 9 月 25 日 及び 3 月 25 日	円	回	円
年賦返還	年 月～ 年 月 ( 年 箇月)	毎年 9 月 25 日	円	回	円
一括返還	年 月 一括返還		円	回	円
一部繰上	年 月 一部繰上		円	回	円

(注) 1 当該申請書提出日の属する月の翌月以降の返還金について計画変更申請書を提出することができます。

既に返還期が到来している額については、返還計画を変更することはできません。

2 当会の定める返還金の年額を下回る返還計画の変更はできません。

3 返還方法については、該当するものを○で囲んでください。

4 返還期日は口座振替の関係から前後する場合がありますので、ご了承ください。

※個人情報の取扱い

ご記入いただいた個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、取得目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。

全ての項目をボールペンで記入してください。(消えるペン不可)

兵庫県高等学校教育振興会奨学資金返還計画変更申請書  
2024年00月00日

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様

私は、貴会奨学資金の返還計画を次のとおり変更したいので、下記のとおり申請します。

<訂正する場合>  
二重線を引いて、その上に奨学生の訂正印を押印してください。(今回使用している印鑑と同一印) 修正テープ等は使用しないでください。

申請日 (提出する日) を記入

シャチハタ印不可

フリガナ	ヒヨウゴイチロウ
名前	兵 庫 一 郎
奨学生番号	000△×0×
住所	〒650-0000 神戸市中央区下山手通〇-△-×
電話(携帯)番	078-000-××△△

1 当初返還計画

返還方法	返還時期 (返還期間)	奨学資金返還計画	
		割賦額 A	回数 B
月賦	2023年4月～2032年3月 (9年0箇月)	6,670円	108回
			計 A×B 720,000円

2 返還状況

借入金額 C	既に返還期が到来している額 D	返還計画変更対象額 C-D
720,000円	80,040円	639,960円

2023年4月分から2024年3月分  
@6,670×12月=80,040円

返還方法を記入

2024年4月から返還計画の変更をする場合の記入例

**月賦増額の例**

- 当初返還計画 720,000円 (A×B)
- 返還開始 2023年4月
- 割賦金額 6,670円 (A)

↓

2024年4月～月賦額 15,000円に増額する場合

3 今後の返還計画

返還方法	返還時期 (返還期間)	返還期日	返還金額	
			割賦金額 E	返還回数 F
月賦返還	2024年4月～2027年10月 (3年7箇月)	毎月25日	15,000円	43回
半年賦返還	年 月 年 月 (年 箇月)	毎年9月25日 及び3月25日	円	回
年賦返還	年 月 年 月 (年 箇月)	毎年9月25日	円	回
一括返還	月 一括返還	月 一括返還	円	回
一部繰上	月 一部繰上	月 一部繰上	円	回
			計 E×F	639,960円

2024年4月から月賦額 15,000円に変更。  
639,960円 ÷ 15,000円 (E) ÷ 43回 (F) となる。

該当するものを○で囲む

- (注) 1 当該申請書提出日の属する月の翌月以降の返還金について計画変更申請書を提出することができます。  
既に返還期が到来している額については、返還計画を変更することはできません。  
2 当金の定める返還金の年額を下回る返還計画の変更はできません。  
3 返還方法については、該当するものを○で囲んでください。  
4 返還期日は口座振替の関係から前後する場合がありますので、ご了承ください。

※個人情報取り扱い  
ご記入いただいた個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、取得目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。

全ての項目をボールペンで記入してください。(消えるペン不可)

2024年12月に一部繰上返済をする場合の記入例

返済計画の例

- ・当初返済計画 720,000 円 (A × B)
  - ・返済開始 2023 年 4 月
  - ・割賦金額 6,670 円 (A)
- ↓
- ・2024 年 12 月に 50,000 円を一部繰上返済する場合

一部繰上は申請年月のみ有効となります。次年度以降も希望の場合は改めて申請が必要です。

返済方法を記入

該当するものを○で囲む

兵庫県高等学校教育振興会奨学資金返還計画変更申請書

2024 年 00 月 00 日

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様

私は、貴会奨学資金の返還計画を次のとおり変更したいので、下記のとおり申請します。

フリガナ	ヒヨウゴ イチ ローウ
名 前	兵 庫 一 郎
奨学生番号	〇〇〇△×〇×
住 所	〒650-0000 神戸市中央区下山手通〇-△-×
電話(携帯)番号	078-000-××△△

1 当初返還計画

返済方法	返済時期 (返還期間)	奨学資金返還計画	
		割賦額 A	回数 B
月賦	2023 年 4 月 ~ 2032 年 3 月 ( 9 年 0 箇月)	6,670 円	108 回
			計 A × B 720,000 円

2 返還状況

借入金額 C	既に返還期が到来している額 D	返還計画変更対象額 C-D
720,000 円	133,400 円	586,600 円

3 今後の返還計画

返済方法	返済時期 (返還期間)	返還期日	返還金額	
			割賦金額 E	返還回数 F
月賦返還	2025 年 1 月 ~ 2031 年 9 月 ( 6 年 9 箇月)	毎月 25 日	6,670 円	81 回
半年賦返還	年 月 ~ 年 月 ( 年 箇月)	毎年 9 月 25 日 及び 3 月 25 日	円	回
年賦返還	年 月 ~ 年 月 ( 年 箇月)	毎年 9 月 25 日	円	回
一括返還	年 月 一括返還	円	円	回
一部繰上	2024 年 12 月 一部繰上	円	50,000 円	1 回
			計 E × F	536,600 円

(注) 1 当該申請書提出日の属する月の翌月以降の返還金について計画変更申請書を提出することができます。

既に返還期が到来している額については、返還計画を変更することはできません。

2 当会の定める返還金の年額を下回る返還計画の変更はできません。

3 返済方法については、該当するものを○で囲んでください。

4 返還期日は口座振替の関係から前後する場合がありますので、ご了承ください。

※個人情報取扱

ご記入いただいた個人情報及び提出書類は、奨学資金の貸与及び返還においてのみ使用し、取得目的を越えた利用及び第三者への提供はいたしません。

<訂正する場合>

二重線を引いて、その上に奨学生の訂正印を押印してください。(今回使用している印鑑と同一印) 修正テープなどは使用しないでください。

申請日 (提出する日) を記入

シヤチハタ印不可

2023 年 4 月分から 2024 年 11 月分 @6,670 × 20 月 = 133,400 円

2025 年 1 月から今までどおりの月賦額での返還  
586,600 円 - 50,000 円 = 536,600 円  
536,600 円 ÷ 6,670 円 = 81 回となる。

2024 年 12 月に 50,000 円 (一部繰上)

## 関係規程等（抜粋）

### 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金貸与規程

（借用証書）

第14条 奨学生は、第11条の規定により奨学資金の貸与の決定を取り消されたとき又は最終の貸与を受けたときは、振興会が別に定める期日までに借用証書を振興会に提出しなければならない。この場合において、当該奨学生が提出することができないときは、連帯保証人が提出するものとする。

2 振興会は、奨学生が前項に規定する借用証書を提出しないときは、奨学資金の貸与総額を一括して返還を命ずることができる。

（返還）

第15条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から起算して20年（第17条の規定により返還が猶予された期間を除く。）以内に振興会が別に定める年額を、年賦、半年賦、月賦又は1年以内の割賦により返還しなければならない。ただし、期間を繰り上げて返還することができる。

(1) 高等学校等を卒業し、又は奨学資金の貸与の期間が満了したとき。

(2) 第11条の規定により貸与の決定を取り消されたとき。

2 奨学資金の貸与を受けた者又はその連帯保証人（以下「貸与を受けた者等」という。）が、正当な理由がなく奨学資金を長期間にわたって返還しないときは、前項の規定にかかわらず、振興会は、貸与を受けた者等に対して、直ちに返還未済額の全部を一括して返還するよう請求することができる。

（返還の免除）

第16条 振興会は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学資金を返還することができなくなったと振興会が認めたとき。

（返還の猶予）

第17条 振興会は、奨学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した奨学資金の返還を猶予することができる。

(1) 高等学校等、短期大学、大学等に在学するとき。

(2) 災害、病気、経済的事情その他やむを得ない事由により返還が著しく困難であると振興会が認めたとき。

2 前項の規定による返還を猶予する期間は、1年以内の期間とし、更に必要に応じて1年以内の期間をもって延長することができる。ただし、前項第2号に掲げる事由による返還を猶予する期間は、通算して10年を超えることができない。

（返還の免除又は猶予の申請）

第18条 第16条の規定による奨学資金の返還の免除を受けようとする者は返還免除申請書を、前条第1項の規定による奨学資金の返還の猶予を受けようとする者は返還猶予申請書を振興会に提出しなければならない。

（返還の免除又は猶予等の通知）

第19条 振興会は、前条の規定による申請に基づいて奨学資金の返還の免除若しくは猶予をすることを決定したとき又は返還の免除若しくは猶予をしないことを決定したときは、当該申請者に対して、その旨を書面で通知するものとする。

（延滞利息）

第20条 奨学資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌月から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を付することができる。

(返還の強制)

第21条 貸与を受けた者等が、奨学資金の返還を延滞した場合において振興会が必要と認めるときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第7編督促手続及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手続に関する法令に定める手続を行うものとする。

(返還未済額の全部の返還の強制等)

第22条 貸与を受けた者等が、第15条第2項に基づく返還未済額の全部の返還の請求を受けても、その返還を行わないときは、前2条の規定を準用する。

(届出事項)

第25条 奨学生又は奨学資金の貸与を受けた者（以下「奨学生等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに異動届を振興会に提出しなければならない。この場合において、奨学生等が提出することができないときは、連帯保証人が提出するものとする。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 長期にわたって欠席し、又は学習を中断したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 奨学資金の貸与を辞退しようとするとき。
- (5) 住所又は氏名を変更したとき。
- (6) 連帯保証人の住所又は氏名の変更があったとき。
- (7) 連帯保証人を変更したとき。
- (8) 通学交通費の月額が変更となる時。（ただし、変更後の月額が、それ以降の標準となることを見込まれるとき。）

.....

## 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金貸与規程実施要綱

(返還計画の変更)

第18 奨学資金の貸与を受けた者が、借用証書に記載した返還計画を変更しようとするときは、返還計画変更申請書（様式第15号）を振興会に提出しなければならない。この場合において、次の各号については変更できないものとする。

- (1) 既に履行期が到来している奨学資金の返還計画
- (2) 規程第15条の「別に定める年額」以下の返還計画

2 前項による申請に基づき、返還計画の変更を承認又は承認しないことを決定したときは、当該申請者に対して、その旨を書面で通知するものとする。

(督促状)

第19 奨学資金が規程第14条の借用証書に記載した返還計画（第18により振興会の承認を受けたものを含む。）に定める割賦金返還期日までに返還されないときは、督促状（様式第16号）を当該奨学資金の貸与を受けた者に送付できるものとする。

(返還金の年額)

第20 規程第15条の「別に定める年額」は、別表第7及び別表第7の2のとおりとする。ただし、振興会が特に必要と認めるときは、別に定めるものとし、これらの年額を下回ってはならない。

(異動届)

第26 規程第25条により提出する異動届は、次の各号に定める様式とする。

- (1) 第1号から第6号までの場合にあっては、様式第24号
- (2) 第7号の場合にあっては、様式第25号
- (3) 第8号の場合にあっては、様式第26号